

熱海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第7号

熱海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(熱海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熱海市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 熱海市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年熱海市条例24号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の熱海市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用

し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。